

祝 成人おめでとう！ 新成人の皆さん、 20歳になったら国民年金に加入しましょう

国民年金は、老後の所得保障だけではなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

Q 加入しなくちゃダメなの？

A 日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満の方(外国人含む)に、国民年金への加入が法律で義務づけられています(国民皆年金)。

Q どうやって加入するの？

A 学生や自営業者などの方で、20歳になつて**第1号被保険者**となる方(学生、自営業者等)。フリーターや無職の方も含む)は、**うるま市役所市民課国民年金係**で手続きをしてください。

新成人の皆さん、 サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方や、その第2号被保険者に扶養される配偶者の第3号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

Q 保険料が払えないのだけど…

A 国民年金の第1号被保険者の平成27年度の保険料額は、月額15,560円です。

学生で、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請をすれば保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。「**学生納付特例制度**」は、所得がない学生の方ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請により「**保険料免除制度**」や「**若年者納付猶予制度**」を利用することもできます。なお、所得が一定額以下の場合に該当します。

Q 未納になっているんじゃないの？

A 国民年金保険料が未納となっていると、次の事が考えられます。

- 事故などで障害を負った際、**障害基礎年金**が受け取れない
- 万が一死亡した際、遺族が**遺族基礎年金**を受け取れない。

(※遺族基礎年金上の遺族とは、18歳未満の子のある配偶者、18歳未満の子をさします。)

● 老後の年金(**老齢基礎年金**)が受け取れなかったり、年金額が低くなってしまう。このように思わぬ事態を招きます。納付、もしくは免除等の手続きを忘れずに行いましょう。

Q 保険料を安くできないの？

A 通常の口座振替の振替日は翌月末ですが、**申出により当月末振替**にすると、**一月あたり50円割引**されてお得です。

また、その年度の半年分・1年分、または**2年度分の保険料をまとめて前払い(前納)**すると、**納付書(現金)で納めるより割引額が多く大変お得**です。

□ 座振替による2年度分前納がありません。

Q 将来、年金が本当にもらえるの？

A 物価の変動等に合わせ、年金額が改定されるため、年金に加入(20歳)してから老齢基礎年金を受給するまでの間、経済社会が大きく変動したとしても、**年金の価値が保障**されます。国民年金の**老齢基礎年金は2分の1が国庫負担(税金)**で賄われています。

年金手帳は大切に！

年金手帳は将来就職や退職、または年金の請求手続きをするときなどに提出を求められます。

20歳になったら、第1号被保険者は日本年金機構から年金手帳が送付されます。年金手帳をしっかりと管理して、自分の年金加入記録を残しておきましょう。自分の年金記録を管理するのはあなたです！

